

鎌ヶ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

制定	平成 27 年 9 月 25 日告示第 109 号
改正	平成 28 年 4 月 1 日告示第 31 号
改正	平成 28 年 11 月 24 日告示第 98 号
改正	平成 29 年 10 月 20 日告示第 89 号
改正	平成 30 年 6 月 27 日告示第 66 号
改正	令和元年 6 月 28 日告示第 24 号の 2
改正	令和 2 年 5 月 27 日告示第 61 号
改正	令和 3 年 5 月 31 日告示第 53 号
改正	令和 4 年 6 月 15 日告示第 73 号
改正	令和 5 年 6 月 23 日告示第 80 号
改正	令和 6 年 6 月 20 日告示第 77 号
改正	令和 7 年 6 月 25 日告示第 103 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、温室効果ガスの削減に寄与する再生可能エネルギー機器、省エネルギー機器等の普及を図るため、住宅用の太陽光発電システム、燃料電池システム、リチウムイオン蓄電池システム、窓の断熱改修、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、V2H 充放電設備及び集合住宅用充電設備（以下「設備」という。）を設置する者並びに住民の合意形成のための資料作成をする者に対し、予算の範囲内で鎌ヶ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、地球温暖化の防止の推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 補助金を受けようとする者の居住の用に供する家屋（店舗、事務所等と併用している家屋を含む。）をいう。ただし、共同住宅にあっては、自己の所有する部分に限る。
- (2) 補助対象設備 設備のうち、別表第 1 に掲げるもので、未使用品であるものをいう。
- (3) 太陽光発電システム 太陽電池を利用して電気を発生させるためのもの及びこれに附属するものであって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流するものをいう。
- (4) 燃料電池システム 燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LP ガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応さ

せて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものをいう。

(5) リチウムイオン蓄電池システム リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力、夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるものをいう。

(6) 窓の断熱改修 既築住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修することをいう。

(7) 電気自動車 電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。

(8) プラグインハイブリッド自動車 電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているものをいう。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。

(9) V2H充放電設備 電気自動車と住宅の間で相互に電力を供給できる設備をいう。

(10) 集合住宅用充電設備 集合住宅の管理者等が電気自動車等に充電するために設置する設備をいう。

(11) 住民の合意形成のための資料 マンション管理組合が住民の合意形成のために作成する充電設備の導入に係る説明資料（充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等）で、当資料を使用することにより、マンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われるものであること。

(12) 既築住宅 補助対象設備の設置に係る工事を着工する日の前日までに当該設備を設置する住宅に係る建築工事が完了している住宅をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 住宅を自ら所有し、補助対象設備を設置した者（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。）

イ 住宅の新築又は増改築に併せて補助対象設備を設置した者

ウ 住宅を販売する事業者等により、あらかじめ補助対象設備が設置された住宅を取得した者

エ 住宅の所有者の承諾を受けて当該住宅に補助対象設備を設置した者（補助金を受けようとする者でない者が住宅の一部又は全部を所有している場合に限る。）

オ 窓の断熱改修をするマンション等のマンション管理組合

カ 集合住宅用充電設備を設置する者（当該設備を設置するマンション等のマンション管理組合又は所有者に限る。）

キ 住民の合意形成のための資料を作成する者（充電設備を導入しようとするマンション等のマンション管理組合に限る。）

(2) 第5条第1項の規定による補助金の交付の申請をする日（以下「申請日」という。）までに、補助対象設備が設置されている住宅に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者（集合住宅用充電設備を設置する者を除く。）であること。ただし、市長が必要と認めるときはこの限りでない。

(3) 本市に納付すべき税を滞納していないこと。

(4) 申請日の属する年度又は当該年度の前年度に補助対象設備の設置工事に着手し、かつ、設置が完了した者であること。

(5) 補助対象設備を設置する住宅において、自ら又は自らと同一の世帯に属する者がこの要綱並びにこの告示による廃止前の鎌ケ谷市住宅用太陽光発電システム設置促進事業補助金交付要綱（平成22年鎌ケ谷市告示第90号）、鎌ケ谷市住宅用燃料電池システム設置促進事業補助金交付要綱（平成23年鎌ケ谷市告示第74号）、鎌ケ谷市住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置促進事業補助金交付要綱（平成26年鎌ケ谷市告示第3号）に基づく補助（補助金を受けようとする補助対象設備と同種の設備に係るものに限る。）を受けていないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 補助金の交付を受けた者が、窃盗、器物損壊、自然災害その他やむを得ない事由により第 11 条の規定による承認を受けて当該補助金に係る設備を処分した場合

イ 燃料電池システム又はリチウムイオン蓄電池システムについて補助金の交付を受けた者が、当該補助金に係る設備を取得した日から起算して 6 年を経過し、これを交換し、又は増設するに当たって、新たに補助対象設備を設置する場合

(6) 鎌ケ谷市暴力団排除条例（平成 24 年鎌ケ谷市条例第 2 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等及び同条例第 9 条第 1 項に規定する暴力団密接関係者でないこと。

2 前項の場合において、太陽光発電システムを設置する場合の補助対象者にあつては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）の規定により電気事業者と当該システムにより発電した電気に係る特定契約を締結した者であることとする。

3 第 1 項第 1 号アの場合において、補助対象設備の導入をリースにより行う者は、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとする。ただし、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、別表第 2 のとおりとする。

（補助金の申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、申請日の属する年度の 1 月末日（その日が鎌ケ谷市の休日に関する条例（平成元年鎌ケ谷市条例第 19 号）第 1 条に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日とする。）までに、鎌ケ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（別記第 1 号様式又は別記第 1 号様式の 2）（以下「交付申請書」という。）に別表第 3 に定める必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について、申請のあった日（郵送による申請にあつては、交付申請書が本市に到着した日）ごとの先着順により受け付けるものとし、申請のあった補助金の額を合計した額が予算額に達した日又は予算の範囲を超えた日をもって申請の受付を終了することができる。ただし、申請のあった補助金の額を合計した額が予算の範囲を超えた日にあった申請については、抽選により受け付けるものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否及び交付すべき補助金額を決定し、鎌ヶ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付（却下）決定通知書（別記第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が当該交付決定に係る第5条の規定による申請を取り下げようとするときは、鎌ヶ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請取下書（別記第3号様式。以下「取下書」という。）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、必要に応じ、現地調査を行うことその他の方法により補助対象設備の設置に係る成果を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、鎌ヶ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金額確定通知書（別記第4号様式）により第6条の規定により決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第9条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、鎌ヶ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（別記第5号様式又は別記第5号様式の2）により市長に請求しなければならない。

（手続の代行）

第10条 第5条の規定による補助金の申請をしようとする者は、設備を販売する者等に当該申請の手続を代行させることができる。

2 前項の規定により申請の手続を代行させようとする者は、鎌ヶ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請手続代行届出書（別記第6号様式）により市長に届け出なければならない。

（処分の制限）

第11条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る補助対象設備について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると承認した場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、鎌ヶ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助対象設備処分承認申請書（別記第7号様式）により市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その可否を決定し、鎌ヶ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助対象設備処分承認（不承認）通知書（別記第8号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による承認を受けて、当該承認に係る補助対象設備を処分することにより収入があった者に対し、当該収入の額の全部又は一部の納付を命ずることができる。
- 5 前項の規定により納付を命じられた者は、市長が命じた日の翌日から起算して30日以内に納付しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 前条に規定する処分の制限に違反したとき。
 - (4) 暴言、暴力その他不当な方法により補助金の交付を強要したと市長が認めるとき。
 - (5) 補助金の不正流用、書類の不提出その他市長が補助金の交付をすることが適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、鎌ヶ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書（別記第9号様式）により交付決定を取り消された者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定は、交付すべき補助金の額が確定した後においても適用があるものとする。

（補助金の返還等）

第13条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消したときは、交付決定を取り消された者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

- 2 前項の規定により補助金の返還を命じられた者は、市長が命じた日の翌日から30日以内に当該補助金を返還しなければならない。

（事業に係る協力）

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の交付に係る補助対象設備を設置したことによる効果に関する資料の提出その他の協力を求めることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の別表第2の規定は、この告示の施行の日以後に設置工事に着手した設備等について適用し、同日前までに設置工事に着手した設備等については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

設備の種類	補助対象設備の要件
太陽光発電システム	次の各号のいずれにも該当するものであること。 （１） 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連系するものであること。 （２） 太陽電池の出力状況等により、起動、停止等に関して全自動運転を行うものであること。 （３） 太陽電池モジュールが次のいずれかに該当していること。 ア 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているものであること。 イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。 ウ 一般社団法人太陽光発電協会代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているものであること。 （４） 対象設備（既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合にあっては、既存設備を含めた増設後の設備）を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナーを設置する場合にあっては、系列ごとに当該値を合計した数値）が10キロワット未満であること。
燃料電池システム	一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているもの（停電時自立運転機能を有するものに限る。）であること。
リチウムイオン蓄電池システム	国が令和5年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
窓の断熱改修	既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するに当たり、国が令和5年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。

電気自動車	次の各号のいずれにも該当するものであること。 (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初年度登録車を除く。）であること。 (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、本市内の住所であること。 (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (4) 国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。
プラグインハイブリッド自動車	次の各号のいずれにも該当するものであること。 (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初年度登録車を除く。）であること。 (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、本市内の住所であること。 (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (4) 国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。
V2H充放電設備	国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助事業とされているV2H充放電設備であること。
集合住宅用充電設備	集合住宅の管理者等が電気自動車等に充電するために設置する以下の設備のうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。 (1) 急速充電設備（電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10キロワット以上のもので、充電コネクタ、ケーブルそ

	の他の装備一式を備えたもの) (2) 普通充電設備 (漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10キロワット未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの) (3) 蓄電池付急速充電設備 (主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50キロワット以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの) (4) 充電用コンセント (電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200ボルト対応の電気自動車等専用のプラグの差込口) (5) 充電用コンセントスタンド (前号を装備する盤状又は筒状の筐体)
--	---

別表第2 (第4条関係)

設備等の種類	補助金の額	限度額
太陽光発電システム	太陽電池の公称最大出力(小数点以下第1位未満の端数があるときは、その端数を切捨てた値とする。)に1キロワット当たりの単価1万円を乗じて得た額	3万円
燃料電池システム	補助対象設備の設置に要する費用の額	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 申請日の属する年度に補助対象設備の設置工事に着手し、当該設置工事を完了した場合 10万円 (2) 申請日の属する年度の前年度 4万円
リチウムイオン蓄電池システム	補助対象設備の設置に要する費用の額	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 申請日の属する年度に太陽光発電システムが設置されている住宅

		において補助対象設備の設置工事に着手し、当該設置工事を完了した場合 10万円 (2) 申請日の属する年度の前年度 4万円
窓の断熱改修	補助対象設備の設置に要する費用の4分の1に相当する額	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 申請者又は第三者が所有する住宅に設備を導入する場合 ア 申請日の属する年度に補助対象設備の設置工事に着手し、当該設置工事を完了した場合 8万円 イ 申請日の属する年度の前年度 4万円 (2) 申請者が管理するマンション等に設備を導入する場合 申請日の属する年度に補助対象設備の設置工事に着手し、当該設置工事を完了した場合 8万円×改修を行う戸数
電気自動車	本体の購入費用の額	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、申請日の属する年度内の日付の場合 ア 太陽光発電システム及びV2H充放電設備を併設 15万円 イ 太陽光発電システムを併設 10万円 (2) 申請日の属する年度の前年度 ア 太陽光発電システム及びV2H充放電設備を併設 5万円 イ 太陽光発電システムを併設 4万円
プラグインハイ	本体の購入費用の額	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各

ブリッド自動車		号に定める額 (1) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、申請日の属する年度内の日付の場合 ア 太陽光発電システム及びV2H充放電設備を併設 15万円 イ 太陽光発電システムを併設 10万円 (2) 申請日の属する年度の前年度 ア 太陽光発電システム及びV2H充放電設備を併設 5万円 イ 太陽光発電システムを併設 4万円
V2H充放電設備	補助対象設備本体の購入費用の10分の1に相当する額	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 申請日の属する年度に補助対象設備の設置工事に着手し、当該設置工事を完了した場合 25万円 (2) 申請日の属する年度の前年度 8万円
集合住宅用充電設備	補助対象設備の設置に要する費用の額（住民のみ充電設備を利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額の3分の1に相当する額とし、 住民以外も充電設備を利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国が実施するクリーン	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 住民のみ充電設備を利用可能な場合 50万円 (2) 住民以外も充電設備を利用可能な場合 100万円

	エネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額の3分の2に相当する額とする。)	
住民の合意形成のための資料	補助対象資料作成に要する費用の額（事業者への外注費に限る。）	15万円

備考

- 1 補助対象設備の設置に要する費用については、消費税及び地方消費税相当額並びに国の補助金の額を含めないものとする。
- 2 算定した額に千円未満の端数があるときは、補助対象設備の種類ごとにその端数を切り捨てるものとする。
- 3 算定した額が限度額を超えるときは、限度額を補助金の額とする。

別表第3（第5条関係）

設備等の種類	必要な書類
太陽光発電システム	(1) 補助対象設備の保証書（購入日及び規格等の仕様が確認できるものに限る。）の写し (2) 補助対象設備の設置図面 (3) 補助対象設備の設置に係る領収書及び内訳明細書の写し (4) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の規定により、補助対象設備により発電した電気に係る電気事業者と締結した特定契約の内容が確認できる書類の写し (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
燃料電池システム	次に掲げる書類又は市長が別に定める書類 (1) 補助対象設備の保証書（購入日及び規格等の仕様が確認できるものに限る。）の写し

	(2) 補助対象設備の設置図面 (3) 補助対象設備の設置に係る領収書及び内訳明細書の写し (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
リチウムイオン蓄電池システム	次に掲げる書類又は市長が別に定める書類 (1) 補助対象設備の保証書（購入日及び規格等の仕様が確認できるものに限る。）の写し (2) 補助対象設備の設置図面 (3) 補助対象設備の設置に係る領収書及び内訳明細書の写し (4) 太陽光発電システムが設置されていることを証する書類の写し (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
窓の断熱改修	(1) 補助対象設備の保証書（購入日及び規格等の仕様が確認できるものに限る。）の写し (2) 補助対象設備の設置図面（平面図及び立面図） (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (4) 補助対象設備の設置に係る領収書及び内訳明細書の写し (5) 既築住宅であることを証する書類の写し (6) マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し及び代表者の本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）の写し（法人格をもたないマンション管理組合である場合に限り必要。） (7) マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）の写し（マンション管理組合である場合に限り必要。） (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

電気自動車	(1) 太陽光発電システムが設置されていることを証する書類の写し (2) 自動車検査証の写し (3) 補助対象設備の設置に係る売買契約書、領収書及び内訳明細書の写し (4) 別表2において、太陽光発電システム及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を併設していることを証する書類 (5) ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証（任意保険）の写し (6) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
プラグインハイブリッド自動車	(1) 太陽光発電システムが設置されていることを証する書類の写し (2) 自動車検査証の写し (3) 補助対象設備の設置に係る売買契約書、領収書及び内訳明細書の写し (4) 別表2において、太陽光発電システム及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を併設していることを証する書類 (5) ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証（任意保険）の写し (6) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
V2H充放電設備	(1) 補助対象設備の保証書（購入日及び規格等の仕様が確認できるものに限る。）の写し (2) 太陽光発電システムが設置されていることを証する

	書類の写し (3) 自動車検査証の写し (4) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
集合住宅用充電設備	(1) 補助対象設備の保証書（購入日及び規格等の仕様が確認できるものに限る。）の写し (2) 補助対象設備の設置図面 (3) 補助対象設備の設置に係る領収書及び内訳明細書の写し (4) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真 (5) 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し (6) マンション管理組合の現在の代表者が確定されたことを証する書類の写し（マンション等の所有者である場合を除く。）及び代表者の本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）の写し (7) 既築マンションであることを証する書類の写し (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
住民の合意形成のための資料	(1) マンション管理組合の現在の代表者が確定されたことを証する書類の写し（マンション等の所有者である場合を除く。）及び代表者の本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）の写し (2) 既築マンションであることを証する書類の写し (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

備考

補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費及び工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し並びに貸与料金の算定根拠明細書（別紙）を市長に提出しなければならない。